

神社に傳來する慶長十一年石浦七村氏子連判狀に、みづのえうまのとし、ふどう坊石浦村へ御出候て、御觀音を御かり被成、慶長七年三月彼御坊へ相屆候へば、其時はあんぜん坊被仰、慶長九年の春みとびらきの時は、ほうじゆ坊石浦村へ御出候て御わび事被成。とあり。されば慶長の頃は、不動坊・愛染坊・法住坊などいへる衆徒共居て、石浦の長谷觀音を此の地へ移せしもの也。法住坊は後久保市乙劍神社の別當と成りたりしと聞ゆ。愛染坊・不動坊は後絶えたりけん。依りて慶安二年に再興して愛染院と稱せしも、舊名愛染坊の坊號に據りたるならん。又醫王院は俗に五佛と呼べり。佛像五体ある故なりといふ。扱明治二年神佛混淆御廢止に付き、卯辰山王の本地觀音院の本尊十一面觀音の佛像を初め、佛体佛器悉く醫王院へ移したり。故に此の時觀音院の號を廢止せらるゝといへども、本地觀音の佛像等悉く醫王院へ移せしゆゑ、今は醫王院は觀音院にひとしといふべし。

○水葦塚

醫王院の境内にあり。碑面に、

南無阿彌陀佛
遊行五十五世佗阿上人一空書

水葦塚 碑陰に、金澤蕉門家譜と記載して、北枝・希因以下俳人相承の系圖を載せたり。按ずるに、道のともしと號せる俳書に、右水葦塚の圖を記載して、其の序に云ふ。ことし其の先師後川法水翁慈明の遠忌にあたるまゝ、追福の句もて、本藩金城の東山なる醫王院の隣に、つちくれ高く築き、水葦塚と題し、石ぶみの陰に、享保年間よりこのかた、師門分派の系譜を鐫り、永く宗盟の燈を傳へ、その跡をしてつばらに著からしむ云々。文化乙亥の冬賀府芸臺樵夫識。とあり。さて冊中に、希因暨後川其の外門葉の俳人、古今風士の筆跡を塚に籠めて、

手の跡は紛れぬ物よ月と雪 暮柳舍三世車大

右所記載之蕉門家譜に、北枝・希因・後川・車夫(大)とありて、車大は暮柳舍希因より三世の俳人也。

○豊國神社舊社地

當社は、舊藩中は卯辰山山王と稱し、俗に卯辰の觀音と呼べり。其の實は石浦山王と同神にて、其の本地佛十一面長は、御神事能と稱し猿樂を興行する舊例なりしかど、廢藩の際興行を廢し、舞臺も破却なしたり。此の猿樂をば世人藩侯より命ぜられしと考ふれども、其の實は金澤本町の者共より興行せしなり。故に廢藩の際速かに廢止すといへり。

○神事能興行來歴

谷觀音をば、小立野尻谷坂の高出羽町邊に安置し、金澤城内の産土神となしけるを、慶長六年に卯辰山へ移し、山王社暨び觀音堂をば藩侯より造營ありて産土神とす。さて其の頃にや、豊國の神像を山王社の相殿に合祀せられしかど、元和元年大坂落城の後、京都阿彌陀が峰の豊國神社を徳川家より廢せらるゝ故に、徳川家への聞えを憚り、隱密の事と成し居しを、明治二年神佛混淆御廢止の際に乘じ、當社祭神の情實をば神祇省へ具狀して、豐太閤の神像を主神とし、更に豊國神社と號し、五年十一月郷社に列せられ、九年九月氏子共神殿・拜殿等を新築して、社前の坂路も付替へたり。されども氏子地をば遙かに離れて不都合に付き、氏子地殿町なる舊藩士佐藤氏の元邸地の内五百餘歩を社地と定め、此の地へ移轉の事に決定し、明治十七年十月氏子共より出願せしに、同年十一月許可ありて、十九年十月造營落成し、遷座式を執行せり。依之卯辰山舊社地は返上し、官有地とは成りたり。

○猿樂舞臺址

従前は拜殿の前に舞臺ありて、毎年四月朔日・二日の兩日

卯辰觀音院別由來書に云ふ。元和三年天徳院殿觀音堂御建、客殿・庫裏廻り等は利常卿より造營被仰付。十月不殘落成に付、十一月三日千勝君御參宮被爲在。其日祭禮能可勤之旨被仰出。三日・四日兩日興行有之。翌年より四月朔日・二日兩日に可勤旨被仰出由舊記に有之。とあり。三州奇談には、利常卿の御二男千勝君と申は、天徳院殿の御腹にて、上下の尊敬殊に重かりしかば、元和三年十一月朔日千勝君卯辰山觀音院の山王權現へ御參宮あり。觀音堂の縁へ上らせ給ひて御休息ありしに、御歳未だ四歳なりしが、其頃町方よりも多く參詣せしを見やり給ひ、殊に御機嫌にて、御伽に譚などをうたひし子共も有りけるに、甚だ御悅にて歸館し給ふを、觀音院の住持を初め町中の者共